

# 「茅ヶ崎市みどりの基本計画（案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成21年2月25日（水）～ 3月24日（火）
- 2 意見の件数 150件
- 3 意見提出者数 29人
- 4 内容別の意見件数

項 目	件 数
■ 本案全般に関する意見	22件
■ 本案に記述された個別の内容に関する意見	84件
□はじめにに関する意見	2件
□第1章 本市のみどりの概要に関する意見	4件
□第2章 計画の目標に関する意見	7件
□第3章 みどりの配置方針に関する意見	15件
□第4章 施策の方針に関する意見	21件
□第5章 地区別計画に関する意見	18件
□第6章 計画の推進に向けてに関する意見	17件
■ 文章表現に関する意見	6件
■ その他の意見	33件
■ 賛否のみ	5件

■ 網掛けの部分は意見を受け一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 都市部 公園みどり課  
TEL 0467-82-1111（代）  
e-mail : kouen@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■本案全般に関する意見（22件）

(意見1)

基本計画の実現を待ちます楽しみに。

市の発展に雑草として生育の場を無くした多くの山野草のみどり。その昔、鉄砲道に月見草、アカシアの白い花房、松山や東海道松並木の周りに河原撫子、萩、修道院切り通し（現殿山の坂）や、ガケ、山百谷、田や水田にレンゲ、ヒガン花、キスゲ等々、自生し自然の季を告げ楽しませてくれる姿、その場に適した山野草、みどりの再生をお願いしたいもの。

(意見2)

スローガンには賛成です。しかし、具体的に保全・再生・創出をどうすすめるのか。

(意見3)

あまりに盛りだくさんの計画で環境市民講座での大方の反応は「出来るのか」であった。私もそう思う。「出来そうだ」と思えるまでに完成度を高めていただきたい。

(市の考え方)

本計画では計画の目標に基づき、みどりの保全・再生・創出の各種施策を位置づけており、関係各課と連携を図るとともに、みどり施策を推進していく組織を強化し、市民・事業者・行政の協働のもと施策に取り組んでまいります。また、第三者機関（(仮称)みどり審議会など）による計画の適切な進行管理を行い、計画の実効性を高めてまいりたいと考えております。

(意見4)

基本計画全体について

P D C Aの管理サイクルで進めるのであれば平成8年度計画のCから始めるべき。平成8年度の計画の達成状況、すなわち質を含めた達成度と要因分析。

計画時点と今の時代差（社会背景）を明確にし、その結果を本計画のどこにどのように入れ込んだかが計画立案者と見る人に判るようであるべき。

(意見5)

これまで数十年にわたっていくつもの緑の計画がありながら、その総括が明らかにされず、従来の諸計画が当該計画案作成にどう活かされたのか不明であることは当該計画の実効性に大きな疑問を残すものです。

(意見6)

先日、小出川に沿って歩きました。小出川にたくさんの鳥を見て驚きました。また、里山周辺に水田があるのを見て驚きました。この計画の前に現在行われている事があると思うのですが、それは計画通りに行われているのでしょうか。その比較等も知りたいと思います。

(意見7)

前計画(現計画)の検証が全く見られません。何ができて、何ができなかったのか。何故にこの十数年で茅ヶ崎の被緑面積が半分近くまで減少してしまったのかといったことを検証し、明確にした計画でなければ単なるありがたい姿を羅列した計画としか見受けられません。

(市の考え方)

本市では、平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」をもとに、みどりの保全や緑化の推進などに取り組んできました。

しかし、宅地開発などともなう都市化の進行により、茅ヶ崎らしいみどり豊かな自然環境や快適なまち並みが失われつつあり、生きものの生育・生息空間の減少や悪化などの問題が顕在化しています。平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」の中間目標の達成状況を見ると、現状のままでは計画目標の達成が困難な状況にあります。また、平成16年の都市緑地法の改正などともなう、それらと整合を図る必要があります。

そこで、本市は、これらの法改正や環境問題、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化に適切に対応するため、平成8年策定の「茅ヶ崎市緑の基本計画」の検証と見直しを行い、適合すべき法令や関連計画との整合を図りつつ、本市の将来を見据えたこれからの時代にふさわしい実効性のある「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を策定することにしました。

平成8年策定の「茅ヶ崎市緑の基本計画」については、学識経験者や公募市民から構成される「茅ヶ崎市緑の基本計画見直し市民研究会」及び、庁内関係課から構成される「茅ヶ崎市緑の基本計画見直し策定庁内調整会議」により検証と見直しを行い、市民研究会の会議録についてはホームページにて公表しております。

(意見8)

自然環境評価マップの提言がそれなりに活かされていることはよいが大事なことが抜けているようにも思える。

※希少生物が住めるということは単にめずらしい生物が存在するということではなくこうした生物が住めなくなるということは人間も同じ道を辿るということを認識して計画を立てるべきです。

(意見9)

みどりの意義、位置づけが曖昧であり弱いと思います。「持続的なまちづくりの推進役」という表現はその典型です。みどりは、持続可能な地域社会の基盤となる意義を有することを明確にする必要があります。

(意見10)

「みどり」について

概念としてとらえるとのことですが、みどりは概念ではなく、きっちりとしたみどりのあり方を定めなければ、その時その場で都合の良い使い方がされるのではないのでしょうか。

(市の考え方)

本市では、「はじめに」に示しているとおり、以下の5つの基本的認識のもと「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を策定しています。

○みどりは、私たちの大切な共有の財産です

- みどりは、私たちにやすらぎと潤いを与えます
- みどりは、子どもたちの成長過程において欠かせないものです
- みどりは、快適な都市、自然、歴史、文化、景観形成のもとになるものです
- みどりは、地球レベルの環境保全につながるものです

(意見 1 1)

計画策定の目的のなかに、緑とは何かの視点が無い。緑と人間の関係は今も昔も不変であるのに対して、人々の意識が変化し、法整備が変化しただけである。

(市の考え方)

本計画では、「はじめに」において、「みどり」を樹林、農地、水辺、海岸の植生、開放水面、住宅地の庭園などの物理的・空間的機能や効果だけではなく、良好な景観、歴史・風土及び生活文化の形成や人々の満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を含む概念としてとらえています。

(意見 1 2)

間違っていて欲しくないのは、みどりの基本計画は、公園を作る計画ではなく、緑を残し、増やす計画であるということです。

(市の考え方)

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにするみどりの総合的計画です。

「緑の基本計画」は、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共公益施設及び私有地の緑化の推進まで、まちのみどり全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を市民の意見を踏まえつつ策定し、公表するものであり、本計画においてもみどりの保全・再生・創出の各種施策を位置づけております。

(意見 1 3)

我々が真剣に取り組まなくてはならない地球温暖化防止について「はじめに」記述されていない。第2章「計画の目標」1. 理念に記述があるが、もう少し、係わりの強いことを理念として記述する必要があると考える。みどりと温暖化とは切っても切れない関係と思う。やはり、行政は、縦割りと思わざるを得ないので、よって、必ず、数箇所「地球温暖化防止の為に」という文言を入れて欲しい。

(意見 1 4)

みどりを守る、創出するという事は地球環境の保全に重要な役割をもっていることをより強調すべきことで緑は地球温暖化、空気の浄化といったことに重要な役割を果たしていることをより強調すべきであり、認識して計画をたてる必要があります。

茅ヶ崎の場合、地球環境と自然環境を区別しているというか距離を置きすぎているように思える。

(意見15)

世界的に環境問題がクローズアップされている時期の「緑の基本計画」ですから、地球温暖化対策には二酸化炭素の吸収源として緑は、陸、海で非常に重要なファクターと考えますが、本計画にはどの程度盛り込まれているか知りたくて拝見しました。しかし基本認識に「みどりは、地球レベルの環境保全につながるものです」とあるのみの様に伺えます。余りにも世界や国レベルで問題化されている時期の計画としては、時代錯誤で物足りないのではないですか。

(市の考え方)

本計画では、基本理念として、みどりは、地域レベルの環境保全や地球温暖化対策、生物多様性の保全などにおいても重要なものとして捉えています。ご指摘を受け、みどりが地球温暖化防止において重要となっている背景を踏まえて、2 ページの「2. 計画策定の目的」において、次のように修正いたします。

また、みどりは空気の浄化といったことに重要な役割を果たしているものであり、本計画においては、45 ページの (1) 環境保全システムの配置方針の個別方針において、「きれいな空気や清らかな水を生み出し、二酸化炭素削減などの環境保全に寄与する骨格のみどりの保全・再生」をあげております。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
そこで、本市は、これらの法改正や <u>地球温暖化などの環境問題</u> 、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化に適切に対応するため、～	そこで、本市は、これらの法改正や環境問題、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化に適切に対応するため、～

(意見16)

序章の「計画策定の目的」で言われているような“本市では、これらの法改正～策定することになりました。”というような施策が具体的計画にどう落とし込められているかわかりません。

(市の考え方)

平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」以降、都市緑地法の改正により、新たな制度が創設されており、本計画においても、施策の方針において、施策No5 緑地保全地域指定の推進、No53 緑化地域制度の導入などの新たな制度を活用した施策を位置づけています。また、環境問題、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化などを受け、施策No4 (仮称) 茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進、施策No23 公園再生 (公園リニューアル) の推進、施策No78 オープンガーデン・ガーデニングコンクールの開催などの施策を位置づけています。

(意見17)

他の諸計画との関連性・整合性も明確にする必要があります。

(市の考え方)

本計画は、都市緑地法第4条における「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」に基づくものであり、3 ページの図2のとおり、「茅ヶ崎市総合計画」、都市計画法に基づく「ちがさき都市マスタープラン」、環境基本法に基づく「茅ヶ崎市環境基本計画」、景観法に基づく「茅ヶ崎市景観計画」などの法定計画との整合を図って策定されるものです。本計画は策定段階において、庁内調整会議を行い、各計画の方針や施策と整合を図るよう留意してまいりました。

(意見18)

第2章計画の目標についても「理念・方針・将来像・指標」次の第3章みどりの配置方針など、言葉としてわかるが内容的にはそれらが具体的につながりません。(概要版のP10がよくわかりますが、どう具体的に進めるか見たいです。)

(市の考え方)

第2章の「計画の目標」では、第3章の「みどりの配置方針」、第4章の「施策の方針」、第5章の「地区別計画」の基本となるみどりの保全・再生・創出のあり方を定めています。それをもとに、第3章では、主にみどりの持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観などの機能に着目してそれぞれの機能ごとにみどりの保全・再生・創出の方針を明記し、それらを統合したみどりの配置方針を示しています。具体的な個別施策は、第4章の施策の方針に示すとともに、その進め方は、第6章の「計画の推進に向けて」に示しています。計画の体系は5ページにまとめておりますので、あわせてご確認いただければと考えております。

(意見19)

自分の敷地にお稲荷さんや墓地があるため、そこに屋敷林が広がり、畑が続いてあり、みどりが保全されている部分もあります。そのようなみどりは、どのように保全されるのでしょうか。農家が続けられなくなり、大きな屋敷は遺産相続で切り売りされています。南側の住宅地だけでなく、北側の住宅地の保全も考えてほしいと思います。

(意見20)

北側の住宅地のみどりもまちのみどりとして位置づけてほしい。

(意見21)

みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区としてあがっているのが市内南側に偏っていると思います。今、北側の空き地や畑が住宅や事業地として開発され、急速に緑が無くなっています。ここに対策を立てないと茅ヶ崎は住みづらい街になってしまうと思います。

(市の考え方)

概ね国道1号から北の市街化区域についても、第4章の「施策の方針」において、施策No2 市民緑地制度の推進、施策No6 景観重要樹木指定の推進、施策No8 緑地協定締結の推進など多面的なみどりの保全施策を計画に位置づけております。また、施策の推進にあたっては、施策No69 事業者参加の充実、施策No80 茅ヶ崎の名木50選集の発刊などによるPR・情報提供の充実、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実による資金の充実などを目指します。

(意見22)

緑化の基準を「生物多様性を高めることを目的」と明記してほしい。現在生物の多様性のある場所に単なる緑化として動植物を移入されると取り返しがつかない。

(市の考え方)

緑化については、75ページの(3)みどりの創出に示しているとおり、地域の歴史、文化、景観、自然、生活環境を踏まえることが必要であると考えております。

## ■本案に記述された個別の内容に関する意見（88件）

### □はじめにに関する意見（2件）

（意見23）

基本的認識のなかに、緑が生態系の基盤であることを明示してほしい。

（意見24）

緑の減少が環境や自分たちの文化にとって大切である点をもっと掘り下げていく必要があると思います。

（市の考え方）

本市では、「はじめに」に示しているとおり、「みどりは、快適な都市、自然、歴史、文化、景観形成のもとになるもの」であるという基本的認識を持って、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を策定しています。自然の中には、生態系の概念も含むものと考えております。また、19ページにおいて、本市のみどりの特徴の1つに歴史と文化が息づくみどりを位置づけており、みどりが文化と関わりを有するものであるという認識のもと、本計画を策定しています。

### □第1章 本市のみどりの概要に関する意見（4件）

（意見25）

（3）本市のみどりの特性（P.10）

「昭和50年代後半からは、現在のような里山のみどりが保全される一方で・・・」実際は、里山のみどりは保全されず、谷戸は廃棄物処理場や資材置き場、土砂の埋め立てなどにより急激に荒廃し、保全されることがなく、現在に至っているはず。こんな書き方はおかしいのではないか。

（市の考え方）

北部丘陵は、昭和44年6月の新都市計画法の施行後の昭和45年に市街化調整区域に区域区分されました。市街化調整区域は、都市計画法において市街化を抑制すべき区域となっており、原則として農林漁業用の建物や、限定された基準を満たす場合などを除き、市街化を促進するおそれのある開発行為は認められないため、現在のような里山のみどりが保全されたと考えておりますが、ご指摘のとおり資材置き場なども点在しておりますので、10ページの文章を次のとおり修正いたします。

#### ◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<u>その後、現在のような里山のみどりが保全される一方で、資材置き場や荒廃地が見られるようになりました。昭和50年代後半からは、みどりを活かした地域づくりが進み、県立茅ヶ崎里山公園（広域公園）や市民の森が開園されました。</u>	昭和50年代後半からは、現在のような里山のみどりが保全される一方で、みどりを活かした地域づくりが進み、県立茅ヶ崎里山公園（広域公園）や市民の森が開園されています。

(意見 26)

歴史や文化は、南側の地域にしかないのですか。北側の農村地域のほうが歴史は古く、遺跡がたくさんでいる地域です。現在は少なくなりましたがそれでも屋敷林や社寺林はその人たちの文化を育んできたものです。P. 19 の沿革にも P. 20 の特徴にも何もありません。

(市の考え方)

ご指摘を踏まえて、20 ページの 6) 歴史と文化が息づくみどりの《特徴》において、次の文章を追記いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
これらのみどりは、茅ヶ崎の気候・風土に適したクロマツであることが特徴です。 <u>北部丘陵などには、生活との関わりの中で育まれてきたケヤキや竹林などの屋敷林が見られます。</u>	これらのみどりは、茅ヶ崎の気候・風土に適したクロマツであることが特徴です。

(意見 27)

市民アンケートの読み方について

《まちづくりで大切にしてほしいこと》は、上位 2 位以下は、「環境にやさしい」「海や川などの水と共生」「田んぼや畑、里山などのみどりと共生」を合わせると 61.5%になります。また、《まちづくりで力を入れてほしいこと》では、自然環境などの保全・創出です。

もっと自然環境保全に重点を置いた施策を提示してほしいと思います。アンケートの取り方が公園や住宅地に関して細かく取っているので、防災や公園、レクリエーションなどに偏ったことになっていると思います。

(市の考え方)

まちづくりで力を入れてほしいことについては、自然環境（海・川・みどり）などの保全・創出（42.1%）が最も多く、本計画においても、自然環境保全が重要であるという認識のもと策定しております。そのため、第 4 章の「施策の方針」において、特別緑地保全地区指定の推進、茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しなどの地域制緑地などによるみどりの保全、地区のみどりの保全、農地の保全など、みどりの保全に関わる 22 施策（全施策 84）を位置づけております。また、優先的に実施する施策においても、みどりの保全を位置づけており、今後積極的に、自然環境の保全を図りたいと考えております。

(意見 28)

茅ヶ崎市におけるみどりの状態が県下自治体の中で最悪の部類に位置していることを踏まえ、みどりの保全・再生が全体的に差し迫った課題になっている事を明確にする必要があると考えます。

(市の考え方)

本市の緑被率は、平成元年には市域面積の 42.8%であったものが平成 17 年には 33.8%まで低下しており、緑被率の低下を抑えるために、樹林地などのみどりの保全や緑化推進が課題となっています。また、みどりの喪失や都市化による生きものの生息地の減少・分断、地球温暖化、外来生物の逸出

によって、生物多様性への影響が出ており、自然環境が豊かな地域では、在来種の保全、外来種問題への対処が求められています。本計画は、31 ページにこれらの課題を明確にし、課題解決に向けた目標、施策の方針などを位置づけております。

## □第2章 計画の目標に関する意見（7件）

（意見29）

茅ヶ崎市の現状を判りやすく、もっと具体的に示して欲しい。「都市公園の市民一人当たりの面積」に関しても全国平均がどの位で、隣接する藤沢市や平塚市とも比較してどうなのか？などまたそれを改善し、適正な数値にするためには中央公園何個分の面積が必要か？などを示して欲しい。

（意見30）

都市公園等の確保目標量については3倍近い量を確保する必要があるようですがかなり厳しい目標と考えざるをえません。それに対する施策もかなり希望的なものと思える。国や、県との比較で厳しい状況にあることは解りますが財政的なことも踏まえ、現実的な目標をきめないと無力感だけが残ることになりませんか。ありがたい姿だけが先行した計画としか思えません。

（市の考え方）

国、県、市の「一人当たりの公園面積の推移」及び、国、県の目標値を29 ページに示しております。本市の都市公園の一人当たりの面積は2.38 m<sup>2</sup>/人（平成20年4月）であり、本計画の目標年次である平成30年の目標値は8.73 m<sup>2</sup>/人です。藤沢市及び平塚市を含む神奈川県内の平成27年の目標値は10 m<sup>2</sup>/人となっております。本計画では、公園・緑地の整備として、市民の森の再整備など、6施策を掲げ、そのうち、4施策を優先的に実施する施策に位置づけておりますが、確保目標量を達成するため、借地による公園・緑地の公有地化などについて位置づけたいと考え、61 ページの2)身近な公園・緑地の整備の《用地の確保》文章を次のとおり修正いたします。

### ◆修正部分の対照表

修正後	修正前
○緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域を対象に、 <u>公有地化を目指します。</u>	○緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域を対象に、用地の確保を進めます。
○緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地地区の解除がある場合は、公園・緑地用地として確保を検討します。	○緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地地区の解除がある場合は、公園・緑地用地として確保を検討します。
○ <u>公有地化が困難な場合には、借地による用地の確保も検討します。</u>	○用地の取得が困難な場合には、借地による用地の確保も検討します。
○ <u>借地による公園・緑地については、財政面などを総合的に勘案して段階的に公有地化を目指します。</u>	

(意見 3 1)

P. 37 には、「本市には、松林など小規模ながら数多くのみどりが残っています。・・・」とありますが、松林だけが、日常の生活空間の中でのみどりではありません。

(市の考え方)

本計画において、松林は、本市のみどりのなかでも特徴的なものであると捉えており、小規模ながら残っているみどりの例として挙げておりますが、松林以外にも社寺のみどりや、住宅のみどりなど、市民に関わりの深いみどりがあるため、「松林など」と記載しております。

(意見 3 2)

緑地面積の目標設定 (22.03%) の根拠が不明。バックキャストの考えを適用して、理想の下限値 50% (品田穰著「ヒトと緑の空間」にて証明) 達成のための道筋を示すべきである。理想の緑被率は前計画にも明示されている。

(市の考え方)

本計画では、目標年次を 10 年後の平成 30 年としています。

緑地面積の目標設定 (22.03%) は、みどりの保全・再生・創出及び施策の推進に関わる個別施策を実施することにより達成される目標年次における都市公園などの施設緑地の面積と、特別緑地保全地区などの地域制緑地の面積を合算した数値を市域面積で除した割合です。

本計画では、緑被率の目標値は設定しておりませんが、緑地面積の増加に伴って緑被率の増加も見込まれるものと考えております。

(意見 3 3)

目標に対して目標水準と表現している意味がわかりません。目標は目標です。

(市の考え方)

ご指摘のとおり、42 ページを次のように修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
(2) 緑地の確保目標	(2) 緑地の確保目標 <u>水準</u>
(3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標	(3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標 <u>水準</u>
目標年次 (平成 30 年) における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標を次のように設定します。	目標年次 (平成 30 年) における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標 <u>水準</u> を次のように設定します。

(意見 3 4)

42 ページの第 4 表「都市公園等の確保目標量」について、10 年で 2 倍以上になっている。それは里山公園と湘南海岸公園が県との係わりがあることは判るが、本件に関して何処かに記述しているのか？何らかの担保が必要ではないかと思う、計画の中に入れて、やるのだという意気込みが必要であると思う。

(市の考え方)

59 ページの「4. 都市公園の整備方針」において、浜見平地区、(仮称)柳島スポーツ公園、市民の森の公園整備の実現化に向けた方針を明記するとともに、県立茅ヶ崎里山公園、湘南海岸公園については、本市の考え方を示し、神奈川県へ整備を働きかけていくことを明記しております。

(意見35)

10年間の目標としていますが現計画の具体化プログラムに見られる

- ①10年後までは計画の始動期
- ②20年後までをとりあえずの目標年次
- ③超長期として20年後以降が本番

としたことの延長としか解釈できませんし同じことの繰り返しを表現を変えたものとしか理解できません。

展開時期を前、中、後期に分けていますが、それぞれの時期の目標値を明確にすることが必要ですし、進行管理を行うためにも大事なことと考えます。10年後の姿を表現するためには短期、中期の目標値を明確にすべきです。

(市の考え方)

本計画を実効性のある計画とするためには、本計画を条例上に位置づけ、計画の適正な進行管理を図るために(仮称)みどり審議会を設置することなどが必要と考えております。

また、優先的に実施する施策を中心として、定期的に進捗状況を報告し、(仮称)みどり審議会などによる評価を行い、事業改善、事業計画の見直しを行い、適正な事業の進行を図ります。

### □第3章 みどりの配置方針に関する意見(15件)

(意見36)

「都市公園の整備方針」の前に最も大切な「環境保全系統の整備方針」がなければ、全体の整備方針を表現できないと思われる。

この中に、里山の保全、生物多様性の維持、歴史・文化を感じるみどりの整備などが表現される必要がある。

(意見37)

今や、オニヤンマ、イトトンボ、ニホンアカガエル、ホトケドジョウなど私たちが子どもの頃から見慣れた生き物は北部の限られた地域にしか生存していない。

また、歴史の古い建彦神社の後背地はハゲ山となつてしまい見る影もない姿となっている。

茅ヶ崎の谷戸は、地形的に数多く存在していたが、今日においても産業廃棄物等の埋め立てにより近隣市町村からのゴミ捨て場と化している。鎌倉、厚木市などにより自然保護に対する行政対応の遅れが顕著である。

こうした認識に立てば「都市公園の整備方針」の前に「環境整備系統の整備方針」の設定が必要であり、欠かすことができない。

(意見38)

「系統別の配置方針」を掲げながら、整備方針として「都市公園の整備方針」を配置するのみであるが、誠に残念である。

(市の考え方)

概要版には、詳細の記載がありませんでしたが、第3章の「みどりの配置方針」の系統別配置方針において、(1) 環境保全系統の配置方針、(2) レクリエーション系統の配置方針、(3) 防災系統の配置方針、(4) 景観系統の配置方針を定めており、それらの方針を受けて、第4章の「施策の方針」、第5章の「地区別計画」において、みどりの保全・再生・創出の施策及び地区の計画を策定しております。

(意見39)

「第3章みどりの配置方針／3. 系統別の配置方針／(2) レクリエーション系統の配置方針」にある『回遊動線の充実』についてです。《実現化に向けて》の中で考え方はある程度示されていますが、人間（自転車も含む）動線のネットワーク形成には、みどりを空間的視野で把握することが重要ですので、歩く人の目線からの立体概念を示していただきたい。もう一つ、遊歩道や散策道の整備目標ネットワークを図面上に示していただきたい。

(市の考え方)

本計画では、第4章の「施策の方針」の施策No77 回遊動線の設定・充実に示したとおり、自然とふれあい、歴史をめぐる動線の設定を行ってまいります。歩く人の目線からの立体概念や具体的な遊歩道や散策道の整備目標ネットワーク図の作成については、今後検討してまいります。

(意見40)

近い将来起こるであろう東海地震の災害時に 延焼を防ぐための緑地や避難場所の為の大規模公園が随所に必要だと思う。

(市の考え方)

災害時の避難の場、復旧拠点の確保・充実のために、広域避難場所に位置づけられている学校や公園などの公共施設や、ゴルフ場などの民間施設では、火災の延焼の遅延または防止や周辺住民の緊急避難の場としての防災機能を保つよう維持・管理することが重要であると考えています。また、浜見平地区まちづくり計画に伴い、防災拠点を確保・整備するとともに、柳島地区における防災機能の確保・整備を図ります。延焼防止帯の機能を高める河川・沿道緑化の推進にあたっては、河川整備や道路整備と連携した緑化の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進したいと考えております。

(意見41)

沿道のみどりの将来象は、とても良いと思うが、現在高度利用で主要道路の両側は高い建物が建てられることになっている。その理由が火事の延焼を防ぐためとのこと。P.52にもある緑の樹木による延焼を防ぐほうがよいとの意見を言いましたが、都市部で整合性をとってほしいと思います。

(市の考え方)

主要道路などの沿道において、用途地域を区別することの目的は、交通騒音が環境基準を超過する

ことが予想される場合の緩衝帯及び、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便を図る区域としての位置づけなどです。

また、主要道路などで一定の空間が確保されている場合は、延焼防止上有効であると考えられ、加えて、沿道緑化においても、延焼防止帯の機能を高める効果があると考えられますので、地域の特性に応じた土地利用を行うため、市内の連携を図ってまいります。

(意見42)

身近な公園・緑地の整備は半径何メートルおきにどの位の面積のものを設けるとか、ハッキリ判るレベルで示して欲しい。他市では設置基準が決まっているとも聞かすが・・・。

(市の考え方)

都市公園の配置及び規模の基準は、都市公園の種別ごとに、都市公園法施行令に示されております。本計画では、その配置基準をもとに、63ページの都市公園整備方針図において小規模公園整備候補対象地域を明確にし、身近なレクリエーション空間の充実を図るために、公園・緑地が不足し、充実が求められる地域や、特にみどりが少ない地域に優先的に公園・緑地を配置する計画としております。

(意見43)

湘南海岸公園は整備して開園する必要はないと思います。いまでも開発されすぎていると感じています。

緑は地域制緑地(保安林など)として担保されていますし、そもそも公園計画は、都市公園化するためではなく、自然を残すために、早期に計画策定されたと聞いています(茅ヶ崎市都市計画審議会議事録など)

(市の考え方)

湘南海岸公園については、主として自然環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動などのレクリエーション及び大震災などの災害時の避難などの用に供することを目的とする公共空地として昭和12年に都市計画決定されました。今後、既存のみどりを活かした公園の整備手法を神奈川県と協議してまいります。

(意見44)

県立里山公園の柳谷は自然環境の豊かな場所でコアにもなっている。保全すべき場所であるから県に毅然とした態度で示すべき。それが判るように明記してほしい。

(市の考え方)

県立茅ヶ崎里山公園の柳谷は自然環境が豊かであり、保全すべき場所であると考えています。そのため、60ページに都市公園の整備方針として、県立茅ヶ崎里山公園は、レクリエーション拠点として重要であるとともに、自然環境保全上重要であるという認識のもと、全園供用開始に向けた整備を神奈川県に働きかけることを明記しております。

(意見45)

近隣市に比べ公園やみどりが少なく感じられる。例えば桜の木の下で集える公園もない。

(市の考え方)

本市には、中央公園や湘南夢わくわく公園、小出川沿いなど桜が見られる場所や、中島親水公園や

北五みんなの広場など市民との協働のもと管理運営を行っている公園などがありますが、60 ページに示したとおり、身近なレクリエーション空間をより充実させるために、公園・緑地が不足し、充実が求められる地域や、特にみどりが少ない地域に優先的に公園・緑地を配置したいと考えております。また、整備にあたっては、既存樹木などを保全し、自然環境に配慮するとともに、地域住民の意見を積極的に取り入れ、愛着を持てる公園・緑地を整備したいと考えております。

(意見 4 6)

松風台には 3 つの公園があるが、そのベンチは宅地が開発されて 30 年以上になることもあって古いコンクリート製である。住民が高齢化することも考え合わせると木製でかつ背もたれのあるものに取り替えてもらえないものか。暖かい日などこのベンチに腰掛けて高齢者が談笑する姿をみたいものである。

(市の考え方)

本計画では、日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間の充実を図るために、身近な公園・緑地の整備に加えて、既存の公園・緑地を対象として、地域住民のニーズに対応した再生整備を推進することを位置づけております。

(意見 4 7)

鉄砲道の街路樹にしても枝を剪定しすぎて街路樹の役割を果たしていなかったり、鶴嶺の参道も剪定のしすぎや根切りのため枯死したりしています。鶴嶺の参道の松は文化財でもあると思います。維持管理まで含めて計画案を立ててください。

(市の考え方)

鉄砲道の街路樹であるツバキですが、夏期に発生するチャドクガなどの害虫対策として、近隣住民の方からの申し出により余儀なく強めに剪定を行っております。

地域のシンボルとなる街路樹については、地域住民の意見を踏まえたうえで地域にふさわしい街路樹を選定し、リニューアルを推進します。

また、鶴嶺参道の松並木については、公共下水道整備工事に伴う根の損傷などが考えられ、松の倒壊を防ぐため、枝の剪定や、傾斜木の伐採などが行われました。

この松並木は、歴史ある鶴嶺神社の象徴ですので、今後は安全・安心に配慮しつつ参道の景観を保持できるよう、道路整備工事の終了後には必要部分に松の補植を行うとともに、道路関係各課と協力しながら恒常的な松並木景観の維持管理を図ってまいります。

(意見 4 8)

未利用市有地を地域における緑地として積極的な活用を図るべきものとして位置づける必要があります。

(意見 4 9)

「公共施設整備・再編計画」において、財源対策として売却の位置づけをしている市有地について、当該計画の立場からも再検討を行うべきであると考えます。

(市の考え方)

限られた財源の中、計画的かつ効果的な財政運営を進めていくうえで、資産の効果的運用は今後の地方自治体の共通の課題です。

そのため本市において、一定規模で未利用の市有地や公共施設の再整備により生じた余剰地などに

については、懸案となっている本市の政策課題解決のため、利活用を行うとともに、具体的な活用を行う際には、市民、関係団体の皆様や市議会との協議、意見交換を継続的に行いながら事業を進めてまいります。

また、公園・緑地が不足する地域における小規模な未利用の市有地については、地域住民の方々の意見を踏まえて、必要に応じて公園・緑地としての活用の可能性を検討してまいります。

(意見50)

浄見寺、民俗資料館付近一帯は緑豊かな自然を残す環境でしたが、最近この地域にあった林の木が切られたり、畑であったところが資材置き場が変わったり景観が年々損なわれています。民俗資料館の茅葺きの屋根が見えてくると何故かほっとした気分になってきます。日本人の心のふるさとを面影を残す景観なのでしょう。文化資料館が移転してくるそうですが、駒寄川を自然型の護岸に改良して浄見寺、民俗資料館、文化資料館に駒寄川を取り込み「ふるさと公園」づくりを促進して下さい。

(市の考え方)

浄見寺、民俗資料館周辺地域については、文化資料館再整備計画及び駒寄川の河川改修にあたり、周辺の土地利用との連携について協議を進めているところです。そのなかで、駒寄川の自然景観を活かした護岸整備なども検討しており、今後も部局間の連携を図りながら、周辺の状況を踏まえた土地利用について協議を進めてまいります。

#### □第4章 施策の方針に関する意見（21件）

(意見51)

景観を守るために風致地区の設置や 開発を抑制する規制をもっと設けるべきである。

(市の考え方)

本計画では、景観を保全、創出する手法として、第4章の「施策の方針」において、施策No6 景観重要樹木指定の推進、施策No7 風致地区指定に向けた取り組み、施策No14 景観法に基づく届出による景観誘導、施策No15 景観重要公共施設の指定によるみどりの保全などを位置づけております。また、本市は、景観行政団体として、昨年度策定された景観計画において、市内全域を景観計画区域とし、景観まちづくりの方針を示すとともに、一定規模以上の建築行為及び開発行為などについて、事業者に届出を義務づけ、景観形成に配慮した計画とするように求めています。

また、届出の対象とならない戸建て住宅などの小規模な建築物についても、良好な景観の創出を進めてまいります。

(意見52)

田んぼの保全

緑の空間・保水力など多面的機能を有する田んぼが失われつつある状況を転換する施策が必要です。農家支援、後継者育成を推進していただきたい。

(意見53)

小出川流域の環境保全

茅ヶ崎市にとって小出川は極めて貴重な唯一とあってよい川辺の空間を提供しています。上流側について流域の田んぼの保全を含めて、緑の空間としての保存に向けての施策を検討願います。

(市の考え方)

本計画では、農家支援、後継者育成を推進するために、第4章の「施策の方針」において、施策No18(仮称)水田保全対策事業の推進を位置づけております。(仮称)水田保全対策事業は、食糧生産の場としてだけでなく、環境・防災・景観など多面的機能を有している水田の減少を食い止め、貴重な農地を保全するために実施する事業です。また、施策No20複合的営農支援の継続では、「援農ボランティア制度」や「担い手農地情報活用事業」、「かながわ農業サポーター」などを継続的に実施することを位置づけております。

また、遊水機能土地保全事業として、浸水被害の軽減を図るため、一定の遊水機能がある水田などの土地所有者に補助金を交付しており、平成21年度からは、小出川の流域も含む市街化調整区域に補助対象を拡大しているため、72ページの施策No18(仮称)水田保全対策事業の推進の最後に次の文章を追記いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<u>また、集中豪雨などにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを防止し、浸水被害の軽減を図るため、一定の遊水機能がある水田などの土地所有者に補助金を交付します。</u>	

(意見54)

千ノ川の堤はかつても桜土手ではなかったのでしょうか。今後はどう考えているのでしょうか。

(市の考え方)

本計画では、第4章の「施策の方針」において、施策No24千ノ川整備事業の推進を優先的に実施する施策として位置づけております。千ノ川整備事業は、検討委員会を設立し、環境に配慮した護岸整備や管理用通路の整備などの事業計画を平成21年度の策定に向け進めているところです。

(意見55)

74ページの河川のみどりの再生について

千ノ川を多自然型護岸にすることについて考えて欲しいことがあります。市内を横に流れる千ノ川に市内の多くの雨水が流れ込みます。海に流れるまで時間が掛かります。市内の雨水が各地域で少しでも地面に浸透していくように、関係機関で調整してください。多自然型護岸がより素敵に思える千ノ川に期待しています。

(市の考え方)

千ノ川の整備については、千ノ川整備実施計画を平成21年度の策定に向け進めているところです。

(意見56)

小出第二予定地の活用。「子ども達による森創り」を計画してください。植樹の苗木は安い予算でできます。生きた素晴らしい環境教育ができるよい機会です。教育委員会と連携してお願いします。

(意見57)

教育への配慮

次世代を担う小中学校における環境教育の実践の場として、例えば「小出第二小学校用地」を小中学生による植樹の場として活用するなど、検討していただきたい。

(市の考え方)

(仮称)小出第二小学校用地は、隣接する清水谷、市民の森の立地特性に十分に配慮しながら、自然とのふれあいを実感できる教育関連施設を検討し、清水谷などの里山ランドスケープの環境や景観の連続性に配慮した整備を進めます。具体的な整備方法に関しましては、教育委員会や庁内関係各課の連携のもと協議を進めてまいります。

(意見58)

緑の創出という点では、学校の校庭の緑化の推進を図って行くことが緑の大切さを日常的に地域に訴えることに効果的であると思います。

(市の考え方)

本計画では、第4章の「施策の方針」において、施策No33 学校緑化の推進を位置づけております。学校の屋上や校庭(敷地)の芝生、外周部の生垣などの緑化を進めるとともに、既存のフェンスに設置するハンギングプランターによる修景緑化やフェンス、壁面などを緑化する取り組みを推進します。

(意見59)

道路用地の空き地などにも細かい施策で緑を増やすことも含めて、市民生活に癒しを与え、地球温暖化対策になると考えますが、いかがですか。

(市の考え方)

身近なまちのみどりなどは、日常生活に潤いを与えます。これらのみどりは、健康的で心豊かな生活を支えるうえで大切なものです。そのため、市民と関わりが深い道路用地の空き地などを積極的に緑化していくことが重要であると考えています。本計画では、第4章の「施策の方針」において、施策No36 ポケットパークの整備を位置づけています。

(意見60)

暗渠化しない方向が「水環境水循環基本計画」に挙がっている。暗渠化した場所を緑化する、と書かれているが疑問である。水辺の環境を再生すべき。

(市の考え方)

公共下水道の雨水渠整備については、必ずしも開渠での整備が選択されるというわけではなく、土地利用状況などを考慮したなかでは暗渠化整備が選択される場合もあると考えております。

そのような場合には、地域住民と協力し、上部の緑化を進めてまいりたいと考えております。

(意見6 1)

マンション建築時のスペースについての樹木保存について

(市の考え方)

本計画では、第4章の「施策の方針」において、施策No54 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直しを位置づけています。本条例は、3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為において公園の設置を定めています。また、一定規模以上の共同住宅などを建築する目的で行う特定開発事業において敷地面積の15%以上（近隣商業地域及び商業地域は10%以上）の植栽地を設置することとし、緑化推進を図ってきました。今後は、特定開発事業に伴う公園の設置及び緑化の質の向上を目指し、接道部の緑化や既存樹木の利活用など良好なみどりのまち並みを形成するうえで重要となる取り組みを積極的に誘導するなど、条例の内容を見直します。

(意見6 2)

市街地に緑を残すために大規模な建造物、特に高層マンションには基準を厳しく供用公園等の提供を義務付けるべきだ。

違法な手段（買収土地の分筆所有権を主張して）で残すべき緑地に分譲住宅を建築して販売した事実もある。

(市の考え方)

本市においては、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準に関する条例」において3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為の際には公園の設置について定めております。

(意見6 3)

(仮称)みどり審議会の設置・運営について

このみどりの基本計画は、公園みどり課の管轄以外のものがあり、他の審議会で審議されているもの、特に景観まちづくり審議会や都市計画審議会、環境審議会など他の多くの審議会と重複するものとなると思います。縦割りの審議会をここでまた増やす必要があるのでしょうか。十分な行政内部での調整や考え方の整理が必要と思います。

(意見6 4)

適切な進行管理を行うためにみどりの審議会の設置を考えているようですがこの計画で何を審議するのかわかりません。

(市の考え方)

本計画を実現するためには、適正な進行管理を図ることが重要であり、(仮称)みどり審議会を設置する必要があると考えております。ご指摘のとおり、この計画の内容は公園みどり課以外の管轄となる部分も多いため、複数の審議会にまたがるような案件については、各審議会と連携を図りながら施策を推進してまいります。

(意見65)

緑のまちづくり基金条例についても、きちんとした目的や目標となる土地の選定方法、集金方法等が必要で、現在の条例では基金の使う土地の選定などに透明性がないため、改正する必要がある旨、提案していました。にもかかわらずなぜ改正しないで、今回また松浪の土地をかうことに決定されました。どうしてこのようなことが行われるのでしょうか。市民参加でなどというのは、計画上だけでしょうか。P.85には、「恵まれた自然と調和したうるおいのあるまちづくり」を目標として茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を設置しています。」と書かれています。ぜひ、自然環境の保全のために使えるように明確な条例の改正をお願いいたします。

(意見66)

緑のまちづくり基金についても論議が必要。取り崩しのルールを決めてほしい。現在のままでは緊急性のある緑地を買い取れるかどうか不明である。

(意見67)

緑のまちづくり基金

本基金の使い方の手続きについては市民に不満が多い。(環境市民講座でも全く触れないのは使い方と手続きに全く問題ないという認識か。問題である。)

(意見68)

みどり基金について

失われる危険度の高い自然環境が優先と思い、市民は寄附してきたはずです。みどりの基金の使い道はどのようにして決めるのでしょうか。

(意見69)

施策の中に「資金の充実」とあるのが目を惹く。すなわち、計画としてはいろんな項目を挙げることができるが、その裏付けとなる資金は大変重要だからである。この点は具体的な目標値を示すべきである。

(意見70)

今回の「みどりの基本計画案」は、「みどりが市民みんなの共有財産である」という基本認識の下に策定され、みどりの保全・再生・創出・施策の推進の4つの施策方針が挙げられておりますが、施策の推進のためには、事業資金の調達や市民・事業者との連携・相互協力が不可欠です。資金調達の方法として、本計画案では、みどり基金の充実が重要施策となっておりますが、みどり基金条例の改正が欠落しています。現状のみどり基金条例は、基金の使途の目的は規定されていますが、具体的な保全等の対象の選考方法については規定がありません。税金あるいは寄付金による基金の処分や運用については透明性が大切です。そのために、みどり基金条例の改正を重点施策に追加して、改正みどり基金条例で、処分・運用方法を規定することや処分等の審議・決定にあたってのチェック機関(たとえば、みどり審議会への諮問・答申等)の設置や役割などについても明確にする必要があると思います。みどり基金条例の改正をぜひ重点施策に追加してほしいと思います。

(意見71)

緑のまちづくり基金については、茅ヶ崎市環境市民会議ちがさきエコワークからより充実した基金のあり方について提案をおこなったが、どのような検討を行っていただいたのだろうか。

(市の考え方)

本計画では、資金の充実のために、第4章の「施策の方針」において、施策No83 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実を優先的に実施する施策として位置づけており、基金の目標額（緑地の取得等を含む）を20億円に設定しております。

また、現在は、緊急的に発生する緑地の確保について、市全体のみどりの状況を勘案し、必要性を考慮したうえで対応しておりますが、今後は長期的な展望を見据えたうえでの基金活用の優先度やルールについても検討してまいります。

## □第5章 地区別計画に関する意見（18件）

(意見72)

93ページの河川のみどりについて

相模川の水害防備保安林を少しでも現状維持できるような茅ヶ崎市の働きかけが無いように感じました。一部の保安林は移植となりますが、自然な状態が保たれるようお願いいたします。

(市の考え方)

相模川の水害防備保安林については、堤防整備事業を踏まえながら、現在の保安林が維持されるように国に働きかけてまいります。また、一部の保安林については、国、関係団体と協議を重ねた結果、移植を行うこととなりましたが、移植後の樹木についても、関係団体の協力のもと適正な維持管理に努めます。

(意見73)

市発表でも茅ヶ崎は県内で住みづらいまち・水辺が少ないまちになっております。

「・・・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生」とあります。近隣市には河川水路が市の中央や中を通っております。茅ヶ崎市は池や水路、河川もなくかつては水のまち、茅のまちだった茅ヶ崎。特に東海道以南にはかつてあった水路、小川、池等一切ありません。どう再生し、創出してみどりと一体となった住み良いまちをどう作るのですか。その計画を立てて下さい。

(市の考え方)

本市では、93ページの河川のみどりにおける基本方針に基づき、河川のみどりを持続性のある骨格として保全・再生・創出するよう努めます。

また、市街地や河川沿いなどの生態系ネットワークの形成を補完することが求められる地域に位置する公園などでは、生物多様性に配慮し、身近に自然とふれあうことが可能なビオトープの創出を目指してまいります。

(意見74)

駒寄川も小出川も整備計画が存在している。千ノ川についてのみ示されているが、きちんと2つの川についても方向性を示してほしい。

(市の考え方)

駒寄川整備計画については、関係機関と協議し計画策定に向けて検討してまいります。また、浄見寺、民俗資料館周辺地域については、駒寄川の河川改修にあたり、周辺の土地利用との連携について協議を進めており、自然景観を活かした護岸整備なども検討しております。

小出川については、環境に配慮した護岸整備を河川管理者に要望するとともに、河川沿い緑化についても推進してまいります。

(意見 7 5)

河川について、多自然型の整備・再整備の方針を位置づける必要があります。

(市の考え方)

河川の整備方針については、茅ヶ崎市水循環水環境基本計画に定めております。

(意見 7 6)

95 ページ海岸のみどりについて

ランドプランではかなり多くの駐車場を計画しています。海岸地域の開発もすすめているようです。海岸のみどりも心配です。海岸の砂地に生きる植物にとって砂地の減少も心配です。漁港やヘッドランドなどの影響ではないかと心配です。

(市の考え方)

茅ヶ崎海岸ランドプランでは、検討対象区域を自然海浜ゾーン（漁港西側）、漁港ゾーン（漁港北側）、マリンライフ砂浜ゾーン（漁港東側）として位置づけております。

自然海浜ゾーンは現在、暫定駐車場として利用されていますが、砂浜の修復や海浜自然植生の創出を目指します。また、漁港ゾーンは暫定駐車場の機能を移転するため、自然環境と調和のとれた駐車場整備、マリンライフ砂浜ゾーンは海岸を利用する人のための利便施設（トイレなど）の整備と自然環境に不負荷をかけない範囲でのレクリエーションの場としての活用を目指しています。

(意見 7 7)

99 ページ緑化重点地区計画は何のためにあるのかわかりません。市内全体が重点地区としなければ意味がない。緑化重点地区以外は開発をしてもよいとなりかねない。誤解を招くようなことはやめてほしい。

(市の考え方)

緑化重点地区は、駅前など都市のシンボルとなる地区、特にみどりが少ない住宅地、緑化の必要性が高い地区などを重点的に緑化を推進すべき地区として位置づけ、都市公園の整備などその地区内で講じる緑化施策を定めるものです。

本市では、茅ヶ崎駅周辺地域及び茅ヶ崎南東部地域を対象に緑化重点地区を指定し、市民・事業者・行政の協働により複合的な緑化推進施策を展開していきます。

また、緑化重点地区以外のまちのみどりについては 97 ページのまちのみどりにおける基本方針に示しているとおり、みどりの保全、みどりの再生、みどりの創出、及び施策の推進における各施策を実施してまいります。

(意見78)

(特別緑地保全地区について) 指定後の扱い

本計画でははっきりしていないが、市民に開放することと希少生物の保護の折り合いをどうつけるか。方針を本計画に入れて欲しい。現在借り上げている土地と5.4haの差の扱い、区分の方針。借り上げ地の拡大、買い取り等の方針を本計画に盛り込むべき。

(意見79)

(特別緑地保全地区について) 指定されることに伴う今抱えている悩みの解消への期待。ゴミの投棄、生活排水の垂れ流し、トラックのオーバーハングによる領空侵犯、埋め立て地へのトラックの進入、勝手な植樹、持ち去りなど悩みに対し速やかな対応や阻止ができるものと期待している。

(意見80)

特に特別緑地保全地区の保全の計画を明らかにしてほしい。

(市の考え方)

特別緑地保全地区に関しては、本計画では、指定の方針を定め、保全計画は指定を進めていくなかで検討してまいります。

(意見81)

市域全体に対する、みどりの整備を考える場合、縄文時代から残されている里山、貝塚遺跡や寺院跡など歴史・文化の拠りどころ地域、また、清水谷、十三図など生物多様性を留めている市民にとって最後の心の拠りどころなどを外すことはできない。

(市の考え方)

歴史・文化と関わりのあるみどりや、清水谷、赤羽根字十三図などの生物多様性を留めているみどりの保全は重要であると考えています。本計画においても、北部丘陵の樹林や谷戸、水路、草地などの多様な自然環境と、生活と自然の関わりのなかで形成されてきた屋敷林などの里山の文化的資源を一体の里山ランドスケープとして保全・再生するために、緑地保全、景観形成などの複合的な施策を計画・実施していくことを基本方針としております。また、市民・事業者・行政の協働による適切な里山管理のしくみづくりを行い、良好な里山ランドスケープを持続的に形成していきたいと考えております。

(意見82)

特保-1の清水谷の保全区域に、隣接する大洞谷を含めること。大洞谷の谷戸低は、残念ながら数年前に残土で埋め立てられてしまいましたが、東の尾根には雑木林、竹林があり、植物では市内の希少種が記録され、指標種も多く分布しています。

(市の考え方)

本計画において、清水谷は特別緑地保全地区の指定候補地となっております。また、指定候補地周辺の自然環境保全上重要な地域については、「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しによる新たな制度などによりみどりの保全を図ってまいります。

(意見 8 3)

清水谷の特別緑地保全地区の面積について 5.4ha の根拠  
計画書にも説明もない。良悪両面気がかりである。

(意見 8 4)

特別緑地保全地区指定の候補地の根拠は何か示してほしい。県の自然環境保全地域に入っている場所、入っていない場所があるが何故か。

(市の考え方)

特別緑地保全地区指定の候補地は、本市のみどりの将来像を実現化するうえで重要となる北部丘陵の骨格のみどりを対象とし、その中でも動植物の生育・生息地として重要な緑地であり、生物多様性の保全に寄与する生態系ネットワークの核（コア）となる地域または、市民が日常望見する位置にあり、景観上優れている斜面樹林のみどりなどの自然環境保全上最も重要な地域を指定候補地としております。清水谷は、本市のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）として重要な地域であり、駒寄川流域の水源涵養や生態系保全上重要な地域となっています。これらの観点から、清水谷の 5.4ha を指定する方針としております。なお、計画策定後、当地域の開発動向、緑地の有する歴史的・文化的価値、景観機能、動植物の生育・生息地としての機能など、緑地の有する多面的機能を評価し、指定にふさわしい地域を明確にするとともに、指定要件への適合性の把握を行い、詳細の地区指定検討を行います。

また、特別緑地保全地区の一部が県の自然環境保全地域を含んでいるのは、現在の自然環境保全地域周辺域の一部が本市のなかでも生態系ネットワークを形成するうえで重要な地域であり、景観形成上優れた骨格となるみどりがみられ、周辺域と一体として特別緑地保全地区に指定することが必要であるためです。

(意見 8 5)

赤羽十三図は特保-4 として指定されていますが、広い葦原を含む湿地を有し、希少生物の宝庫となっていて、清水谷に劣らぬ重要な地区と考えています。

ここが周知のとおり、東側県道方面より埋め立てられ、湿地への土砂の流入が危惧されています。早急な対策が必要なのはこの場所が 1 番ではないかとも思われます。

本格的な計画が無理でも、法面に植樹する、帰化植物の侵入を防ぐなどの応急処置で対応していくべきではないかとかんがえます。ぜひ検討事項に加えていただきますよう、お願いします。

(市の考え方)

当地域は、本市のなかでも生物多様性の保全、生態系ネットワークの核として重要な地域であり、保全に対する市民ニーズの高い地域であることから特別緑地保全地区に指定することを目指します。

また、一定の土地利用との調和を図る必要性が認められる場合は、緑地保全地域の指定についても神奈川県と協議しながら検討します。

(意見 86)

「湘南海岸保全配慮地区」は無策の土地開発の結果です。今となっては多額の予算での再生に疑問を持ちます。

今のうちに北部の常緑樹や落葉樹の広い林地を買い取っておくべきだと思います。将来を見据えての策を考えて下さい。

(市の考え方)

湘南海岸保全配慮地区は、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツの林などの茅ヶ崎の歴史と文化を今に伝えるみどりが見られ、風致景観の保全の観点から重要な地区です。また、湘南海岸砂防林や海岸植生などの自然環境が見られ、生態系保全、自然とのふれあいの場として重要な地区です。一方、対象地区の大部分は市街化区域であり、宅地の分割などにより、みどりが喪失するおそれが高まっています。そのため、保全配慮地区に指定し、積極的にみどりの保全を図る必要があると考えます。また、北部丘陵のみどりも、特別緑地保全地区の指定など、積極的な保全施策を位置づけております。

(意見 87)

緑化重点地区計画においてもどのように緑地を増やすのか、土地の買取り基準を具体的に！

(市の考え方)

緑化重点地区計画においては、公共公益施設の緑化、緑化施設整備計画の認定、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備などの各種施策を行うことにより緑地を創出することを考えています。

緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地の解除がある場合に公園・緑地用地として確保を検討するなど、用地の確保を進めてまいります。また、用地の取得が困難な場合には、借地による用地の確保も検討してまいります。

(意見 88)

緑化地域指定について

ぜひ、すべての地域でこの緑化地域指定をしてほしいと思います。緑化重点地区や保全地区だけでなく、茅ヶ崎の住宅街のみどりを守るため、早期の地域指定が必要です。

(意見 89)

123 ページ最終行、「・・・段階的に緑化地域の指定を検討し・・・」は、「・・・段階的に緑化地域の指定を行い・・・」とするべきだと思います。

(市の考え方)

緑化地域については、みどりの保全ではなく、緑化推進のための制度であると考えております。本計画においては、特にみどりの少ない地区を緑化重点地区とし、より積極的に緑化推進を図りつつ、緑化地域の指定についても検討を図ってまいりたいと考えております。

## □第6章 計画の推進に向けてに関する意見（17件）

（意見90）

当該計画の遂行には、積極的な市民参加が不可欠であり、そのためには大小・難易にかかわらず日常的に市民の具体的なアイデア、意見等を吸い上げ可能な限り取り入れていくこと、それらの経過が迅速にわかりやすく広報されることが重要です。そのような方針と体制について位置づける必要があります。

（意見91）

担当の皆様は、ますます多忙になられることと思いますが、市民やそれぞれの場所で活動している人たちと連絡を密にとりながら計画を進めていただきますようによろしく申し上げます。

（意見92）

基本計画のレベルとしては、無理な背伸びをせず堅実で、目の行き届いた計画であると受けとめられますが、実施段階での優先順位や事業進捗、さらに新たに発生する課題や要求のフィードバック、市民協働と広報周知にかかっていると思います。

（市の考え方）

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政の協働は欠かせないものと考えております。市民や事業者によるみどり豊かなまちづくりへの積極的な取り組みを促進するために、行政は協働の推進に関わる複合的な施策を展開し、市民・事業者による緑地保全や、緑化などの協働活動を推進したいと考えております。

（意見93）

第6章「計画の推進に向けて」には協働を推進すると記述されている。茅ヶ崎市には素晴らしい市民活動団体が数多くある。

特に、みどりに係わる処が多いと思っているので、行政提案型協働推進事業を実行するという位記述して欲しい。

（市の考え方）

市民や事業者によるみどり豊かなまちづくりへの積極的な取り組みを促進するために、行政は協働の推進に関わる複合的な施策を展開し、市民・事業者の緑地保全や緑化など協働活動を推進します。本計画の125ページに協働を推進する行政の主な施策例を明記しております。

（意見94）

PDCAということを使っていますが、市はPDCAという表現を安易に使っているように思える。PDCAはスパイラルアップというものがついてこなければ意味がありませんし、もっと短サイクルで回さなければなりません。

（意見95）

みどりの審議会の設置の是非はよく解りませんが市そのものが自己評価をしっかり行うことがまず大事なことで認識すべきです。市庁舎のISO14001の目的目標管理計画をみる限りPDCAが回っているととても思えません。

(市の考え方)

本計画の進行管理については、(仮称)みどり審議会を設置し、優先的に実施する施策を中心として、定期的に進捗状況を報告し、(仮称)みどり審議会の評価に基づき事業改善、事業計画の見直しを行い、適正な事業の進行を図りたいと考えております。

PDCAを行うサイクルについては、(仮称)みどり審議会と連携したうえで適切な期間を検討してまいります。

(意見96)

みどりの基本計画は、持続可能な地域社会をつくるために差し迫った課題であり、その実効性を確保するためにはしっかりした職員体制(専門性、研修、人員、関係部署の横断的連携)が不可欠であり、明確にする必要があります。

(意見97)

首都圏での長年の緑豊かな住宅都市が、大規模宅地、農地、山林を小宅地に変更するに当たり、コンクリートで埋め尽くされ緑がなくなりつつあります。市内で特定することなく全域で建設部署と協力し緑を遺す様な計画にしてください。

(意見98)

みどりの基本計画の遂行のためには、市の複数の部署が「縦割り」を排し、横断的密接な連携のもとに取り組まなければならないことは自明。にもかかわらず、その体制、分担、調整のあり方等について何の言及もありません。

(意見99)

督励機関を設ける

節目節目で進捗を把握し、一課一部で手に余ることは市全体が助力せしめる権限を持つ機関を設けて取り組む必要のある大きい計画である。委員会は不可。状況を聞くだけでプロジェクト推進の支援能力がないから。

(意見100)

「グリーンニューディール」とも言われる年に緑計画の船出は追い風とも言える。こうした町計画は人々がここで住みたいとなり人口減少の近年、人口増加それを当てた企業家の招来ともなる。こうした意味で緑計画は木業(企業)ともなる。

市全体が縦割りの弊害を脱して相互に働きかける連動体を望む。

(市の考え方)

本計画の第6章の中で、みどり施策を推進していく組織の強化と、市長のもとに関係各課からなる横断的な組織の設立の検討を掲げており、計画の実効性を高めてまいりたいと考えております。

(意見101)

施策の推進について

前回の緑の基本計画、その前の緑のマスタープランとその実行計画など、数々の計画が実行されてこなかった経緯があり、その反省や原因を十分認識し、この計画が具体的に着実に実行されるように、願っています。そのためには、施策の推進の部分に職員体制の充実が必要なのではないのでしょうか。ぜひ、専門職の配置をお願いいたします。

(意見102)

こうした計画を推進するには、市庁舎のなかに専門職の方がいなければ計画に責任をもって推進することは難しいのではないのでしょうか。

(市の考え方)

第6章の126ページのとおり、適正な進行管理のもとにみどりの基本計画を着実に実現していくためには、公園整備や緑地保全などの業務に加えて、みどり施策を推進していく組織の強化を図り、さらに総合的な施策を進めるため、市長のもとに関係各課からなる横断的な組織の設立の検討を図りながら、効果的なみどりの保全・再生・創出を推進していきます。

(意見103)

平成8年の「緑の基本計画」と同様にならないように実施計画としてのタイムスケジュールを明確にしてほしい。

(意見104)

実行計画が必要

例えば、概要版P10の日程表を見ても10年間で線一本だけでは実行の牽引にならない。節目節目で至らざる項目には馬力をかける計画になっていない。全般に達成手段が不明。節目で到達線と現状の乖離幅の把握が出来そうもない。計画がきっちり遂行できるようにすべき。そのため、本計画では誰(どの課)がいつまでに実行計画を作るかを明示すべき。

(意見105)

次年度の計画も具体的なものに触れていないので理想だけに終わってしまわないのでしょうか。

(市の考え方)

本計画は基本計画であり、実施計画ではないため、計画上に細かなスケジュールを盛り込んでおりませんが、第4章の施策の方針において、各施策の展開時期を示しております。また、127ページには優先的に実施する施策の実施目標年次を示しており、これらを基に進行管理を行い実効性を高めてまいりたいと考えております。

(意見106)

是非環境部との連携を図り、折角取得している「ISO14000」を使って、何らかの目標達成を願いたい。

(市の考え方)

第6章で触れていますが、他分野にわたる本計画を推進していくためには庁内における横断的な取り組みが必要となります。施策を推進していくなかで環境部とも十分に連携を図ってまいります。

■文章表現に関する意見（6件）

（意見107）

緑のまちづくり基金について p. 17 のまちのみどりでは、「まちのみどりを保全するために、緑のまちづくり基金を造成し、・・・」とありますが、まちのみどりだけのものなののでしょうか。緑のまちづくり基金条例でそのような明確な表現はないはずです。私は、清水谷や長谷の写真を見せて市民に募金をお願いしました。私は詐欺をしてしまったこととなりますね。

（市の考え方）

ご指摘のとおり基金の使い道についてはまちのみどりに限定しておりませんので、17 ページの文章を次のように修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
本市では、 <u>緑のまちづくり基金により緑地を取得したり、都市公園の整備や保存樹林・樹木の指定を行ってきました。</u>	本市では、まちのみどりを保全するために、緑のまちづくり基金を造成し、都市公園の整備や保存樹林・樹木の指定を行ってきました。

（意見108）

「別荘文化」、「邸園文化」という表現がありますが、その意味するところが不明であること、市民権を得たものとも言えず不適切です。

（市の考え方）

邸園とは、邸宅の「邸」と庭園の「園」を組み合わせた造語です。相模湾沿岸地域は明治期から別荘地・保養地として発展し、様々な文化が生まれてきました。「邸園文化」とは、こうした相模湾沿岸地域の歴史的蓄積である邸宅や庭園、文学、音楽などの文化を表す用語として用いています。また、「別荘文化」は、「邸園文化」と意味が重複するため、「はじめに」の文章を次のように修正いたします。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
明治時代以降幅広い文化人や知識人が移住してきた歴史と <u>邸園文化</u> があります。	明治時代以降幅広い文化人や知識人が移住してきた歴史と <u>別荘文化</u> があります。

（意見109）

第2章「市民・事業者・行政の協働」、第3章協働による管理運営、その他に「協働」という言葉が表現されている。使い方について熟慮を要する。

都市緑地法第2条は、各主体の任務を国・地方公共団体、事業者、住民と順位付けている。法は、各主体の果たすべき重さを配慮して順位を並べているものと思われる。

住民意志を最重要と考える発想も悪くはないが、みどりの保全に対する責任の順位からすれば、法文順位が順当と思われる。この方が、全国的に均衡がとれる。

協働を行政側から主張することは、行政責任の転嫁となる。市民が担税し、行政に付託しているのに、なぜ、住民が使役を再度負担しなければならないのかという矛盾を解決できない。

(市の考え方)

本計画では84の個別施策のうち、協働を推進する施策として26の施策を位置づけており、計画の推進にあたっては、基本計画の理念と基本方針に則った市民・事業者・行政の協働による施策の推進が欠かせません。

市民自らがまちづくりに参加することで、市民が望む環境づくりを実現するとともに、計画の実効性をより高めることができると考えております。

(意見110)

本計画の処々に生物多様性という言葉は出て来ているが、みどりの必要性は、何は置いても、生物の存続の為であると思っている。よって、生物多様性について、もう少し、触れる必要があると考えるし、係わりをもっと強く記述して欲しい。

(市の考え方)

本計画では34ページの「計画の目標」において、「私たちは、これらの個性あるみどりにより、自然とのふれあいの場や安全・安心な場、優れた景観を享受し、それらを通じて快適な都市と健康的で心豊かな生活を創造してきました。これらのみどりは、地域レベルの環境保全や地球温暖化対策、生物多様性の保全などにおいても重要なものです。」と捉えております。また、46ページの「みどりの配置方針」において、身近な自然とふれあえる生態系ネットワークの形成を目指し、個別方針として、自然環境保全上重要となる地域の保全、動植物の生育・生息地や環境調整機能を有する農地の保全などを掲げております。

(意見111)

文言の細かな点で恐縮ですが、「第2章計画の目標／2. 基本方針／(1) 自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します」の『一体的』の表現についてです。北部丘陵・農地・河川・海岸はいずれも『みどり』としては同種と言えるものの、役割、機能、形態などが異なります。『一体的』とは『総じて』『全部』等の意味があり、『みどり』を保全・再生する括りとしては理解しやすいが、北部丘陵・農地・河川・海岸の括りには無理を感じます。むしろ、北部丘陵・農地・河川・海岸は『連なるものとして』、『連携させて』、『基軸として』などと捉えて、『一体的』の文言と差し替える方が適切と考えます。

因みに、「第3章みどりの配置方針／3. 系統別の配置方針／(1) 環境保全系統の配置方針」の2)の《個別方針》にある『北部丘陵の生態系ネットワークを支える谷戸・斜面樹林・農地などを里山ランドスケープとして一体的に保全』の表現は適切と思います。

(市の考え方)

本計画では、37ページの「みどりの将来像」において、骨格のみどりにより「みどりのネットワーク」を形成することとしております。そのため、基本方針では、北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりをネットワークすることを意図し、「一体的」という文言を使用しております。

(意見 1 1 2)

第 4 章施策の方針の中で、持続性を有する骨格としたみどりの保全。骨格のみどりを充実云々の骨格とは具体的にどのような表現なのか判らないので、判りやすい表現にする必要があると思います。

(市の考え方)

「骨格」は、一般的に「ものごとをかたちづくる中心となるもの」という意味もあるため、本計画では、第 2 章の「みどりの将来像」において、自然豊かな北部丘陵、農地、河川、海岸のみどりを持続性ある骨格のみどりとして保全・再生することとし、これらのみどりを骨格としてとらえています。

## ■その他の意見（33件）

(意見 1 1 3)

緑地率と緑被率の違いがわからない。

(市の考え方)

「緑地率」は、市域面積に占める緑地の面積割合を示しています。緑地は、4 ページに示す都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地などの施設緑地と特別緑地保全地区などの法による地域、緑地協定などの協定、条例などによる指定地区を対象としています。「緑被率」は、市域面積に占める緑被地の面積割合を示しています。本市では緑被地を樹木地、農耕地、自然草地、人工草地、水面としています。

(意見 1 1 4)

第 2 章計画の目標「基本方針」(1) 文中 海岸のみどりを一体的に保全再生する旨記してありますが、湘南道路 2 車線化による飛砂防備保安林をあれ程削ってしまったことによる悪影響(砂浜が年々やせ細っていく現状、砂塵の被害範囲の拡大・増大) に対して市はどのように考えているのか書面で答えいただきたいと思います。

(市の考え方)

国道 134 号の拡幅工事に伴い防砂林の一部解除を行いました。神奈川県が湘南の気候風土にあった保護育成、維持管理に十分な対応をしたため、現在、国道 134 号を挟んで両側に松や常緑広葉樹が成長し、飛砂や塩害、強風から守り、さらに沿岸地域の景観を彩り自然環境を保全していると考えております。

(意見 1 1 5)

みどりを守る事はこの美しい茅ヶ崎の景観を守ること、市民の健康を守ること、大自然の動物等を守り子供達をのびのびと育てる事、また、農業をも育みますが具体的なものがないのでコメントのしようがありません。ぜひみどりは守るべきと思います。

(意見 1 1 6)

現在も樹木が切られ宅地開発が進んでいます。市全域、狭い宅地に建て売りの乱立（旧宅の跡に）そしてマンションも含む。

(意見117)

生物多様性の保全、みどりの確保・・・とありますが宅地開発を含め都市化をすすめてきたのは市の責任も大きいと思いますし、もう田畑を含めその大半を失ってしまっている。

その反省もなく、また、大半をなくしている現状で創出・再生と言っても現実離れしているのでは。

(意見118)

7ページの人口を見ると、30年あまりで急激に増えていることがわかります。比較して緑の環境は激減しています。1人に対しての緑はかなり少ないです。

市民の安全を考えると、緑の環境は大切です。街中は公園や公共施設などの緑があります。北側、西側、東側、南側には残された自然環境がありますが、茅ヶ崎市全体を考えると、市民1人1人に足りている緑の量とは思えません。一刻も早い保全をお願いします。

(意見119)

宅地の分割により、庭をつぶし、住宅地の緑が失われていくのは何か地域の持っていた価値が失われていくような気がします。

(市の考え方)

本計画では、基本理念として、(1)個性あるみどりを守り、次世代への豊かなみどりの継承を掲げており、それに基づいたみどりの保全・再生・創出の各種施策を位置づけております。計画策定後は、適切な進行管理のもと計画の実現に向けていきたいと考えております。

(意見120)

姥島を自然環境保全地域に指定するという前計画はどうなったのか？

(意見121)

対象地域が明確でない。以前のみどりの計画は海域が入っていて、姥島も対象にしていたが、今回も水面も対象にするとしながら、海域が入っていないのはなぜか。

(市の考え方)

姥島は国有地であり、緊急的な開発行為のおそれがないため、自然環境保全地域に指定する方向性は見直しました。

(意見122)

財政の問題、地権者の調整など問題が大きすぎると思える。どれ程の成算があつての計画なのでしょうか。

(市の考え方)

本計画は、新たに策定される茅ヶ崎市総合計画とその実施計画における財政面などを総合的に勘案したうえで、補助金の活用などの検討を図りながら推進してまいります。また、地権者との調整については、法や条例の趣旨を説明し、地権者が各制度を有効に利用できるよう努め、ご理解を得ていきたいと考えております。

(意見123)

公園のみならず道路等も含め茅ヶ崎としての植樹の種類を決めたらどうか。例えば、香川駅や香川小学校の桜は大変美しい。桜と茅ヶ崎、必ずしもぴったり合うとは言えないが、桜並木は美しい。松は茅ヶ崎らしい。いずれにしる造園の専門家に依頼して何種類かデザインしてもらおうとよい。

(市の考え方)

公園や街路などに植樹する樹木の種類については、植樹する場所の特性や、周辺住民の方々の意向などを勘案し、その場所にふさわしい樹木を植樹してまいりたいと考えております。

(意見124)

計画策定・推進 本計画策定は、農政課、景観まちづくり課、環境保全課、環境政策課他の関連部署が横断的・協力的に取り組む課題であり、かつ本計画案に示されているように市民参加が不可欠です。まずは環境基本計画見直しを先行させ、それを受けての本計画の充実化、実効性を高めることが必要で、それらの検討に市民の声を反映させることが大切と考えます。このプロセスには時間と努力が必要ですが、この点への配慮をお願いします。

(市の考え方)

本計画を着実に実現していくために、関係部署との横断的な連携を図るとともに、今後、環境基本計画の見直しについても、本計画や関連計画との整合を図ってまいります。

(意見125)

街並みの保全

国道1号線沿いの街並みの保存は景観上も建築物の高さ制限が必要です。景観への配慮、建築物の高さ制限への目配りが東海道線より南側に比べて北側に対して希薄です。これらへの配慮を検討願います。

(市の考え方)

市では現在、国道1号沿いを含む市街化区域全域での、建築物の高さのルールを定める高度地区拡大指定の検討を行っております。平成20年6月に改定した「ちがさき都市マスタープラン」及び「茅ヶ崎市景観計画」において早期に取り組む重点施策として位置づけられており、平成21年度中の都市計画変更を行うべく策定作業を進めてまいります。

(意見126)

今年になって4~5回のパブリックコメントだと思います。市民の声を真剣に意見募集しているとも思えません。(短期間に数も多い)

(市の考え方)

パブリックコメントの実施回数は、平成20年度は10件となっております。件数の増加については、重要な計画などの策定や見直しが重なったことによるものです。また、時期については、例年12月から翌年の3月にかけて実施されることが多く、複数の案件が重なる場合もあります。

(意見127)

市民の中でも当パブリックコメントについて単に形式的に行っているとか。企画段階から市民の意見を聴取して欲しい。提出者には回答をとの声もあります。

(市の考え方)

平成8年に策定された緑の基本計画の見直し策定を行うなかで、学識経験者や公募市民で構成する「市民研究会」を設置し、合計13回の研究会において様々なご意見をいただきました。また、パブリックコメント手続は、計画などの策定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の皆さまの意見や要望を積極的に市政に反映させることを目的としています。そのため、寄せられたご意見については、慎重に検討をさせていただいたうえで、計画などの案の改善につながるものについては積極的に取り入れ、案の修正を行っております。また、反対意見に対しましても、各々の意見に対する市の考え方を公表し、十分な説明を行うよう努めております。

(意見128)

本計画の作成は、どのような体制で作ったのかが記述ない様に思うが、何処かにありますか？ありませんでしたら、最後にでも入れる必要があると思う。

(市の考え方)

本計画は、公募市民や学識経験者から構成される「茅ヶ崎市緑の基本計画見直し市民研究会」、「緑の基本計画策定委員会」及び庁内関係各課からなる「茅ヶ崎市緑の基本計画見直し策定庁内調整会議」の検討によってまとめられております。ご指摘のとおり、巻末に本計画の作成体制、経緯をまとめて掲載いたします。

(意見129)

提案されている「みどりの基本計画(案)」の概要そのものが、本文の概略を知る上で誠に困難であって、断片的な記述であることから全体の計画意図、発想の哲学が読み取れない。

(市の考え方)

本編のボリュームが多いため、パブリックコメント用に概要版を作成いたしました。概要版のみで本編をすべて把握することが難しいため、各施設において、閲覧用として本編を設置するとともに、市のホームページからも本編の閲覧ができるようにいたしました。

(意見130)

みどりの基本計画の計画年次の10年間で、緊急を要する地域の保全に関しては市民、学識者を交え検討をして早急におねがいます。

例えば 1、開発計画と関わる地域、2、不法投棄、盛土などで自然環境の破壊の恐れがある地域など

(市の考え方)

みどりの基本計画の計画年次の10年間で、緊急を要する地域の保全に関しては、第4章の「施策の方針」において、施策No1 特別緑地保全地区指定の推進などを優先的に実施する施策として位置づけております。本計画では、計画の目標に基づき、みどりの保全・再生・創出の各種施策を位置づけており、PDCAサイクルをもとに、(仮称)みどり審議会などによる計画の適切な進行管理を行うこととしています。

(意見131)

みどりを増やすと鳥、獣、虫も増えます。(カラス、チャドクガ、松くい虫等) その対策計画のページを設けてください。(対策を立てて下さい)

(市の考え方)

本計画は基本計画であるため、ご指摘いただいたような具体的な対策についてのページを設けることは難しいですが、みどりの再生、創出に関する各施策を実施する際に生じる様々な問題については、適宜対応してまいります。

(意見132)

みどり豊かな市であるが、今後の公共施設、特に新庁舎建設に太陽光利用に各自に癒しをもたらす屋内のみどりの配置を思います。

(市の考え方)

現在、本市では公共施設の整備にあたり、基本方針として資源のリサイクルなどの有効利用に考慮するとともに、環境と健康に十分配慮した材料、機器などを採用しています。

新庁舎建設に際しても同様の配慮を行い、ご提案にあります太陽光などの自然エネルギーを積極的に活用した建物とするため、事例の研究を行ってまいります。

(意見133)

これまでも申し上げておりますが、市の公園(保存樹林含む)はじめ県有地、私有地などのクロマツの「松くい虫」対策も含め保全を計画して下さい。

(市の考え方)

本市において、クロマツは特徴的なみどりとして保全してまいりたいと考えており、保全施策の一つとして「松くい虫」対策についても行ってまいります。

(意見134)

「茅ヶ崎市の特性を語る7つの論点」などどの程度参考にしているのですか。

(市の考え方)

人口推計や少子高齢化の進行などについて参考といたしました。

(意見135)

公園について落葉樹が多くあり、これらの改善策はいかにしているのか。これらについては、文化の交流する原点であることを忘れないこと。樺、サクラも結構なことであるが、毛虫の害もあり、学校敷地内関係も介在しているので参考まで。

(意見136)

茅ヶ崎の農地は農地であって農地に非ず。

(意見137)

全ての・・・計画は「27号計画」の条令による制限を議会を通すことによって具体的なものになる。

<p>(意見138)</p> <p>県の公園である里山公園を見てもわかるが、・・・無惨です。「あずまや」、「花壇」、「その他」コンセプトに一貫性がない。将来の茅ヶ崎を考えるなら施工側の陳情的内容を排除すること。</p>
<p>(意見139)</p> <p>市立病院の駐車場についての常緑、中木程度の樹木の植え替えについて。</p>
<p>(意見140)</p> <p>3/14日の説明会について</p> <p>計画書を読み上げただけで意味がなかった</p> <p>まだ文字には書けないがこれこれの腹案を持っている。とか、10%位の不確実な点はあるものの市民のため計画に組み込んだと言うような書けないこと、読んだだけではわかりにくい点の話がない。</p>
<p>(意見141)</p> <p>調査費について</p> <p>2/20公園みどり課に伺ったとき説明できないと先送りされたが3/14でも一片も触れないのはどういうことか。</p>
<p>(意見142)</p> <p>中身の薄い説明会なので「市民への説明会も開いた」と言わないで欲しい。読み上げただけだし、グループ討議も入り口で終わりになり討議にまで至ってない。</p>
<p>(意見143)</p> <p>市管理地の樹木の立ち枯れ、通称酸性雨によるものと広報されているが、まったく根拠の無いものが介在している。</p>
<p>(意見144)</p> <p>市の木と説明されているアカシアの木の実在性。茅ヶ崎病院入り口交差点から北方への樹木は立ち枯れや根こそぎ抜かれている状況もあり、排気ガスに強い植物をなぜ植えられないのか。</p>
<p>(意見145)</p> <p>市立病院近くの公園についての剪定状況はいかに。</p>

(市の考え方)

貴重なご意見をいただきありがとうございます。いただきましたご意見は関係各課へ伝えるとともに、事務執行の参考とさせていただきます。

## ■賛否のみ（5件）

<p>(意見146)</p> <p>とかく総花的になりがちなこの緑計画にあつて、みどりの保全・再生を重点的に進める地区として、特別緑地保全地区を定めたこと、及び同様の考えから諸施策の中から優先的に実施する施策を選定したことは大変結構なことである。</p>
---

(意見147)

「みどりの基本計画」策定は、茅ヶ崎市のまちづくりにおいて、基本的な事項であり、計画案が示す趣旨、理念及び基本方針は素晴らしいものと考えます。

(意見148)

特別緑地保全地区指定への計画ありがとうございます。

清水谷の特別緑地保全地区は10ha未満の広さなので市で指定できる

交渉事は伴うが気持ちでやれることと思うので是非やりとげていただきたい。

(意見149)

特別緑地保全地区計画に環境マップ調査の結果が生かされ、おもなコア地区が保全予定地に指定されたことは大変ありがたく、評価できることと思います。

(意見150)

「緑の基本計画 概要版」拝見しました。盛りだくさんな施策内容の基本計画ですが、10年間で目標達成にむけ、努力していただけると理解し、心強く思いました。